

4、合併処理浄化槽設置補助について

平成17年度より新市の計画に基づき実施します。

5、斎場使用料について

今までどおりです。

◆病院、診療所**1、施設の名称や診療内容について**

『阿蘇中央病院』及び『波野診療所』は、名称も診療内容も現行のまま新市に引き継ぎます。今までどおりご利用ください。

◆保健事業関連**1、各町村保健（福祉）センターについて**

施設機能を維持し、新市に引き継ぎます。

2、各種検診について

検診内容を充実させて実施する予定です。検診スケジュールが決まり次第お知らせします。

3、インフルエンザ予防接種費用助成について

助成金額を統一し、実施します。

4、乳幼児、学童の予防接種について

今までどおりです。

5、その他の保健事業について

事業内容とスケジュールを調整していますので、決まり次第お知らせします。

◆各種の福祉制度**1、社会福祉制度について**

福祉事務所を設置します。

2、子育て支援について

(1)児童手当等は現行のまま実施します。

(2)第3子以降の児童を養育されている方に育児手当を支給します。

(3)乳幼児医療費の助成は現行のまま実施します。

3、保育所（園）・児童館について

(1)現行のまま新市に引き継ぎます。

(2)保育料は、平成17年3月分までは今までどおりとし、平成17年4月分から新市の保育料を適用します。（波野村を基準として調整された保育料です。）

(3)合併前の各保育所（園）で実施していた延長保育や特別保育事業は、現行のまま実施します。

4、高齢者福祉について

合併後は、統一して下記の事業等を実施します。

○介護予防事業として、

・転倒骨折予防教室・痴呆介護教室・地域住民グループ支援事業等

○高齢者等の生活支援事業として、

・外出支援サービス事業・軽度生活援助事業等

○家族介護支援事業として、

・家族介護教室・介護用品の支給

○高齢者住宅改造助成事業

○高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

○緊急通報体制等整備事業

○痴呆にやさしい地域づくりネットワーク形成事業

○施設入所者在宅復帰支援事業

また、福祉課高齢者福祉係内に基幹型在宅介護支援センターを、中学校校区に1箇所ずつ地域型在宅介護支援センターを設置し、高齢者の実態把握や介護予防プランの作成等を行い、高齢者の生活支援を行っていきます。

5、障害者福祉について

(1)特別障害者手当等は、現行のまま実施します。

(2)重度心身障害者医療費の助成は、現行のまま実施します。

